

令和3年度 第4回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

## 会 議 録

- 1 開催日時 令和4年 2月 24日(木) 午後3時～午後4時
- 2 開催場所 釜石市役所第7会議室
- 3 出席委員 10名  
公益代表  
市川 淳子 前川 公二 佐々木 亨 前川 良子  
医療機関代表  
堀 晃 佐々木 憲一郎  
被保険者代表  
池田 盛子 佐々木 秀夫 中平 美恵子 小野寺 しず子
- 4 説明のために出席した職員等  
市民生活部 菊池 公男 市民生活部長  
税務課 佐々木 絵美 税務課長  
市民課 三浦 薫 市民課長  
宮野 秀幸 国保年金係長  
濱川 希望 課付係長  
佐々木 美奈子 会計年度任用職員
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議の経過
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状の交付
  - (3) 市長挨拶
  - (4) 会長及び会長代理の選出
  - (5) 会長挨拶
- 7 審議事項
- 8 協議事項
- 9 その他
- 10 閉会

## 1 開 会

(司会者)

只今から、令和3年度第4回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の協議会を開催するにあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、おおむね1時間程度をめどとして、進行させていただきたいと思っております。

## 2 委嘱状の交付

(市民課長)

当運営協議会委員の任期が、2月19日をもって満了となりましたことから、2月20日付で新たな委員となる皆様に、委嘱状を交付します。

私のほうから、名簿順にご紹介させていただきます。

名簿は、お手元にお配りしております。ご確認ください。

はじめに、公益代表委員5名をご紹介します。

- ・釜石商工会議所の<sup>さ さ たかひろ</sup>佐々 隆裕 様です。
- ・釜石市社会福祉協議会の<sup>さ さ き とおる</sup>佐々木 亨 様です。
- ・釜石東部漁業協同組合の<sup>まえかわ りょうこ</sup>前川 良子 様です。
- ・釜石市母子保健推進員の<sup>いちかわ じゅんこ</sup>市川 淳子 様です。
- ・釜石市シルバー人材センターの<sup>まえかわ こうじ</sup>前川 公二 様です。

次に、医療機関代表委員5名をご紹介します。

- ・釜石医師会の<sup>ほり あきら</sup>堀 晃 様、<sup>かんばやし あつひこ</sup>神林 敦彦 様、<sup>おがさわら よしろう</sup>小笠原 善郎 様です。
- ・釜石歯科医師会の<sup>さ さ き けんいちろう</sup>佐々木 憲一郎 様です。
- ・釜石薬剤師会の<sup>かなざわ ひでき</sup>金澤 英樹 様です。

次に被保険者代表委員 5 名をご紹介します。

- ・甲子地区から<sup>さ さ き ひでお</sup>佐々木 秀夫 様です。
- ・唐丹地区から<sup>いけだ もりこ</sup>池田 盛子 様です。
- ・小佐野、中妻地区から<sup>さ さ き こ</sup>佐々木 てる子 様です。
- ・鵜住居、栗橋地区から<sup>なかだいら み え こ</sup>中平 美恵子 様です。
- ・釜石地区、平田地区から<sup>おの で ら こ</sup>小野寺 しず子 様です。

なお、佐々委員、小笠原委員、神林委員、金澤委員、佐々木てる子委員の 5 名については、本日は都合により欠席されております。

それでは、市長から委嘱状の交付を行います。

委嘱状の交付につきましては、委員を代表して

**被保険者代表委員の、小野寺しず子様**に交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長) << 委嘱状交付 >>

(市民課長)

議員の皆様よろしく申し上げます。

(司会者)

皆様の委嘱状は、お席にお配りしてございます。

確認下さいますようお願いいたします。

### 3 市長挨拶

(司会者)

それでは、市長からご挨拶を申し上げます。

〈市長あいさつ〉

令和3年度 第4回 釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、国民健康保険事業はじめ市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

現在、全国的に感染者数の急速な拡大が続き、第6波を迎えている新型コロナウイルス感染症ですが、当市においても複数の感染者が報告されております。一刻も早い予防接種の実施に向けて準備しておりましたが、3回目の予防接種を2月より本格的にスタートしたところであります。

市民の皆さまの安心安全のため、尚いっそう、より早く、接種いただきますよう努めて参ります。

さて、本協議会ですが、2月20日から運営委員の新たな任期が始まり、本日、15名の委員の方々へ委嘱させていただきました。

新任の委員の方もいらっしゃいますので、当市の国保の状況を少しお話ししますと、一人当たりの医療費が県内一高く、掛金にあたる国保税が県内一低い状況が続いており、財政調整基金を取り崩している状況です。

また、平成30年度に国保の都道府県化により、県が財政運営の主体となるからは、県内統一税率に向けた環境整備と課題解決を図っているところです。

皆様におかれましては、任期の3年間、当市の国民健康保険事業を、健全に、そして安定的に運営していくため、更なるご指導、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、本協議会でご意見を賜り、承認いただきました「令和4年度国保税の税率改正」につきまして、釜石市議会12月定例会において可決されましたことから、この改正内容を盛り込んだ「令和4年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について、諮問させていただきます。

併せて、「令和3年度釜石市国民健康保険事業 特別会計3月補正予算(案)」についても諮問させていただきますので、活発なご意見を賜り、ご審議くださいますようお願いいたします。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

(司会者)

市長は別用務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

#### 4 会長の選出

(司会者)

続いて、会長ならびに会長代理を選出いたします。

選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項および第2項の規定により公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙することとなっておりますが、その選出方法についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

(委員) < 事務局一任 >

(司会者)

ただ今、事務局一任というご意見がございましたので、事務局から提案をお願いします。

(市民課長)

それでは、事務局案を申し上げます。会長は前川公二委員、会長代理は、市川淳子委員に引き続きお願いしたいと考えております。

(司会者)

ただ今、事務局から、会長は前川公二委員に、会長代理は市川淳子委員に要請したいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

(各委員から拍手あり)

(司会者)

ありがとうございました。

それでは会長に前川公二委員、会長代理には市川淳子委員を選出いたします。  
よろしく願いいたします。

## 5 会長あいさつ

(司会者)

それでは、次に、前川会長に、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

ただいま新たな任期を受けまして皆様の協議の結果、会長職を引き続き微力ではありますが、3年間務めさせていただきます。

皆様のご協力を得ながら国保財政が健全に運営される、そういったかたちの協議会にしたいと思っておりますので皆様のご協力よろしくお願ひします。

## 6 審議事項

(司会者)

それでは審議事項に入りますが、釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長に当たることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。

本日の出席委員は、10名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。

本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願ひします。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、公益代表委員の市川 淳子委員と被保険者代表委員の中平 美恵子委員の2名を指名いたします。

よろしくお願ひ致します。

(会 長)

それでは、会議次第により進めてまいります。

審議事項(1)「令和3年度 釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について」当局の説明を求めます。

(市民課長)

令和3年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について、説明いたします。

3ページ及び4ページの合計欄をご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ220万8千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億1,958万1千円としようとするものです。

まず初めに歳出の説明をいたします。

4ページを、ご覧ください。

「諸支出金」の「償還金」ですが、220万8千円を計上するものです。内容は、令和2年度に行った、特定健診・特定保健指導分について、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施日数や受診者が減少となりました。その実績に基づき国からの交付金について返還金が生じたもので、岩手県通知に基づき返還するものです。

次に歳入についてご説明しますので、3ページをご覧ください。

この「償還金」に対する、財源についてになります。

「財政調整基金繰入金」ですが、国保財政調整基金を活用し、「償還金」の支出に対し、同額の220万8千円を計上するものです。

以上が3月補正予算案についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(会長)

ただいま当局の方から令和3年度の国民健康保険事業特別会計3月補正予算案の説明がありましたが、皆様の方から質問、ご意見ございましたらお願いします。

今回の件は2年度の確定返還金という考えでその他の事業は何も補正はないということですのでよろしいでしょうか。

(市民課長)

そうです。県からの通知が来たとおりにさせて頂くことになっております。その他はありません。

(会長)

それでは、お諮りをいたします。

「令和3年度 釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について」



原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会 長)

次に、審議事項(2)「令和4年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について」審議いたします。

当局の説明を求めます。

(市民課長)

「令和4年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について説明いたします。

予算の内容については、本日、配付しております「別冊資料」により説明します。「別冊資料」の1ページ「資料1」をご覧ください。

まず初めに、当市国民健康保険の現状について簡単に説明します。

- ①被保険者数ですが、令和4年1月末現在で、6,896人、市民に占める割合は、22.0%となっております。5人に1人は国保被保険者ということになります。
- また、②国保加入世帯は4,844世帯で、市全世帯の30.5%となっています。
- ③一人当たり医療費の令和2年度実績は、488,771円となっております、県内で一番高い状況となっています。
- ④保険税の収納率は、96.29%で県平均の95.54%を上回っています。県内市町村の中では、中ほどとなっています。
- ⑤特定健診の受診率ですが、令和2年度は28.6%でコロナ感染症対策のため、実施時期を1・2月に延期し、又、日数を短縮して実施したことから、大幅に減少しています。

以上、簡単ではありますが当市の国民健康保険の現状の説明となります。このことも踏まえ、令和4年度当初予算案を説明いたします。

2 ページ「資料 2」をご覧ください。

これは本資料の審議事項 2「当初予算案」の款項目のみに集約したものになります。

令和 4 年度歳入合計及び歳出合計欄をご覧ください。

令和 4 年度の当初予算案は、歳入歳出とも総額 41 億 5,595 万 8 千円を計上しております。予算編成に当っては、厚生労働省からの予算編成の留意事項、岩手県から示されている国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に基づき作成しています。

先に下の表、歳出を説明します。

②「保険給付費」は、医療費に係る分ですが、過去 3 年間分の医療費の増減率を基に試算したもので、32 億 2,162 万 6 千円とし、昨年度より 1 億 5,486 万 2 千円の減少となっております。これは、被保険者の減少等によるものです。

③「国民健康保険事業費納付金」は、国保の財政主体となっている岩手県に納付するもので、7 億 8,300 万円とし、県の算定額に基づき計上しております。昨年度より 282 万 9 千円の増となっております。

⑤「保健事業費」は、コロナ禍のため、健診の受診控えがあったものが回復することを見込み、4,382 万 7 千円とし、昨年度より 142 万 3 千円の増としています。

次に上の表、歳入を説明します。

①「国民健康保険税」ですが、5 億 1,304 万 7 千円としています。令和 3 年度と比較して 3,965 万 1 千円の増収を見込みます。これは税率改正による増収を計上したのになっております。

次に③「県支出金」の欄をご覧ください。

「県支出金」は、国及び県からの交付金となり、32 億 9,087 万 9 千円としています。普通交付金の、医療給付費に係る 3,260 万円の減と、特別交付金のうち、東日本大震災に係る医療費の一部負担金免除措置の終了により伴い、国及び

県の負担金 1 億 5,365 万円の減等により、令和 3 年度と比較して 2 億 396 万 8 千円の減少を見込みます。

次に、⑥「財政調整基金繰入金」ですが、国保税の増収と、激変緩和措置特例等の財政支援を受けておりますが、なおも不足する財源を補うため、財政調整基金から 876 万 7 千円を取崩し活用するものです。昨年度より 678 万 3 千円の増となっております。

次に 3 ページ「資料 3」をご覧ください。

これは、令和 4 年度に国保が行う主要事業となります。

先ほど説明した、予算の事業内容となります。時間の制限もございますので、主な項目だけ説明します。その他は、後ほどご確認いただきたいと存じます。

1「国民健康保険税賦課事業」と、2「国民健康保険税徴収事業」は、ともに「総務費」の中に含まれますが、税務課所管分となります。

3「療養給付費」は、国保の本来事業である、医療費の保険者負担分の給付事業です。

次のページをご覧ください。

8「国民健康保険事業費納付金」は、平成 30 年度から都道府県が財政の運営主体となったことから、県の試算に基づき、納付するものです。

現在、当市は、「激変緩和措置」というかたちで、本来の納付額から割引かれた金額で算定されています。令和 4 年度については、当市は約 8,800 万円の激変緩和措置を受ける予定となっております。

9「特定健康診査等事業」は、生活習慣病予防のため、保険者へ義務付けされている法定事業です。受診率の向上のための未受診者対策事業も含まれます。

10「保健事業」は、市の保健活動事業を、保険者として、支援する事業になります。

当市は脳血管疾患の発症率が県内でも上位であることから、データヘルス計画に基づき、減塩教室、禁煙チャレンジ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組めます。

以上が、令和4年度の国保主要事業になります。令和4年度は、国民健康保険の安定的な財政運営を図ることで、税率改正を行い歳入の確保に取り組んでいきます。また、適用の適正化対策や特定健診・特定保健指導を行い被保険者の健康づくりに対する事業を行うこととしております。新規事業は計上しておりませんが、課題となっております健診の受診率向上について、今年度「未受診者アンケート」を実施しており、現在回収中であります。そこから導き出される結果によっては、年度中でも予算をみながら、新たな事業についても取り組んでいきたいと思っております。

次に、5ページになります。

「国民健康保険財政調整基金保有状況」の資料になります。

現在、市の基金残高は、令和2年度末で、4億475万円となっております。

令和3年度は経過途中となりますが、463万9千円の取崩しで、4億円程度の残高となる見込みです。令和4年度についても、876万7千円の繰入れ見込みで計上しておりますので、同水準を維持するよう努めて参ります。

以上、令和4年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についての説明となります。よろしくご審議願います。

（会 長）

それでは、令和4年度の国保事業特別会計当初予算案について説明がありました。

皆様の方からご意見、ご質問ありましたら発言をお願いします。

加入世帯数が減少していて、4年度の歳入で国保税が増えているのは、税率改正による結果と考えてよいか。

(税務課長)

税率改正で税率を上げましたので、その分が増になっております。

(会 長)

税率改正した結果として、県内では下から一番か二番目くらいになったのか。

(市民課長)

まだ比較できないが、下位のほうではあります。

(佐々木憲一郎委員)

初めてこの会に出させていただきます。

お伺いしたいことは、年代別1人当たり医療費データはないのでしょうか？

(市民課長)

本日は持ち合わせていません。

「岩手の国保」と言う資料があり、そこに年代別があったか確認させていただきます。

各市町村別の資料はあったと思います。

(佐々木憲一郎委員)

その辺をしっかりと分析したうえで9番にある「特定健康診査事業」は、年代をターゲットにしてやっっていけばより効果的か分かると思う。

しっかりと分析して行って効果的な事業展開をしてほしい。

歯科の診療側の立場からですが、いま全国的に日本の歯科医師会が取り組んでいることだが、成人の歯科健診についてです。

幼児・小中学校・高校までは学校でやっている。高齢者になると後期高齢者の指導があるが、その真ん中が全く抜けている状況だ。

結局、高齢者になって医療が必要となるというのは、真ん中の(成人)ケアが足りないということで歯科医師会として、成人歯科健診を今後、どのように推進していこうか取り組み始めました。社保の方は企業でやる義務があり(努力義務)、しっかりやっている企業は、ちゃんと取り組んでそれなりの結果を出してきますけど、国保の場合は市町村で取り組んでいかなければならない。

まず1つは歯科に関して成人の歯科健診をどうにか検討していただきたい。

次に10番「保健事業」に関してです。

2月号の広報にも掲載しているが「フッ化物洗口事業」。この事業に関しては、後でデータをお渡ししますが、虫歯に関しては、凄く効果がある。

要はイコール虫歯に関しての治療費の削減に凄くプラスになる。

データとして釜石市の試算をした場合は、1年間70万円の予算で治療費が850万円減少した。

保健事業として十分にペイできる。このことについては、他市町村、全国からのデータとして、県が出した資料なんですけど、実際、実績があるような事業をどんどん積極的に取り組んでほしい。

子どもの場合は、虫歯の治療云々の時代ではない。

釜石はすごく遅れている。予防に重きを置いてやっていかなければ駄目なところに来ている。

こういうところの予算をしっかり行政の方でとって頂いて、費用対効果でこんな良いデータがあるんですからこういう事にどんどん取り組んで頂きたいと思います。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございます。

只今のご意見については、検討のうえ、できるだけ給付事業へ反映していけるように、もし共有資料等があるのであれば、委員の皆さんへ提示していただければありがたい。

(市民課長)

貴重なご意見ありがとうございました。

確かに、歯科の事業については保険者としては、まだ手を付けてない事業であります。

保険者としての事業プラス釜石全体の事業としても、考えていかなければならないことだと思いますので、関係課とも協力しながら保険者の方でもできるように検討させて頂きたいと思いますし、資料については確認させて頂いて、次回の会議等で配付できればよいかなと思います。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

「令和4年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

それでは、今回の諮問にあたりまして、当協議会は、本日の審議に基づき、審議事項2件を原案どおり了承する旨、答申を行うものといたします。

次に協議事項(1)「国民健康保険税の課税限度額の見直しについて」の説明をお願いします。

(税務課長)

それでは「国民健康保険税の課税限度額の見直しについて」説明いたします。

改正主旨ですが、昨年12月24日に閣議決定されました令和4年度の税制改正の大綱において、令和4年度分以降の国民健康保険税の課税限度額を引き上げることが示されました。

国保税は課税限度額を定めた上で、所得の高い方からは多くいただく応能負担の方法を取っておりますが、課税限度額を上げるということは、年収が高い加入者の負担を増やす一方で、中間所得層の方の負担軽減を図ることにつながる事から行われるものです。

ちなみに前回は令和2年度に見直しが行われております。

改正内容ですが、表に示してありますとおり基礎課税額の限度額が2万円増の65万円に、後期高齢者支援金分が1万円増の20万円に、それに見直した結果、合計課税限度額は102万円になりました。

資料の「区分別課税限度額」の太枠の部分が改正部分となります。

今回、介護納付金の見直しはございません。

今回の見直しは、令和4年度分以後の国保税にかかわるものですが、現在、国において法改正等の作業が進められております。

例年、施行令の公布時期が3月末となっておりますので、3月議会には間に合いませんので、市長の専決処分で条例改正を行なう見込みになっております。

そのため今回は審議事項として諮問はしておりませんが、答申書に、専決処分です承する旨を記載していただきたいと思っております。

なお、別冊資料の、いちばん最後のページの下のグラフをご覧ください。一番右側に応能分、応益分に分かれたグラフがあります。応能分が所得に応じたもの、

応益分とは、一人当たり、一世帯当たりに課税される誰もが公平に負担する部分になります。比率はおおよそ5対5です。

所得が高い方は応能分が増えていきます。天井である限度額を据え置いて、税率改正すると、中間層だけの負担が増えるかたちで、高い方は高止まりとなっておりますが、限度額を引き上げることで中間層の方もなだらかに上がっていくといった負担を公平にしようという主旨からの課税限度額の見直しです。説明は以上になります。

(会 長)

皆様の方からご意見、ご質問ありましたら発言をお願いします。

(会 長)

それでは、地方税が改正されることに伴う限度額の改正ということですね。

当局からの説明にもありましたように地方税法等改正の成立時期が未定であります。例年は3月末に成立されているようです。

本件については諮問されておりませんが、本日の協議された内容を踏まえまして、改正された場合、当協議会の意見として、専決処分で行う旨、答申書に記載することとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

(会 長)

次に「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(市民課長)

特にありません。

(会 長)

そのほか、何かございませんでしょうか。



(市川委員)

現状でよいので、一部負担金免除措置が終了した結果、市民の方で何か変わったこととかないでしょうか？

(市民課長)

岩手県の方からも調べが来ておりました。免除は終わりましたということで、市民の方々から、何か連絡、電話をもらうのかなと思っておりましたが、割と冷静に受け止めて頂いたと感じております。

これからは現金で支払いすることになるので、高額療養費制度や重度医療制度等の相談で周知・ご案内しており、約10件受付けておりました。

あとは、これまで10年間医療費支援に感謝しますといったご意見も2件ほどいただいております。

同じく後期高齢者医療制度のほうでも、市町村独自で免除していただけないか、本当に終わるんですかといった問い合わせの電話が数件あったということでした。以上が1月以降に問合せのあったものです。

(市川委員)

大きい問題とならなかったが、相談等はあったということで丁寧に対応してほしい。

(市民課長)

税率改正の関係で、各地区の応援センターごとに説明会を開催させていただきましたが、その中でも数件、免除終了や高額療養費制度等についての声がありましたことを報告いたします。

(会 長)

本日本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

## 9 閉 会

(司会者)

新委員の皆さまにもご出席いただき、ご審議いただきありがとうございます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第4回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年2月24日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_